

地球環境問題に関する国内外の主な動き等

1. 地球環境問題に関する基本的考え方

世界が直面する地球環境問題としては、地球温暖化、海洋プラスチックごみ汚染を始めとした資源の不適正な管理、生物多様性の損失が挙げられ、私たちの日常生活や経済・社会活動に多大な影響を与えている。また、日常便利に利用しているモノやサービスは、資源の採掘、運搬、生産、加工、使用等の長いサプライチェーンを通じて地球環境に影響を与えている側面もある。

地球環境問題は、個々の環境負荷を与える行為はそれぞれの地域で行われているものの、環境負荷の結果がその地域ですぐに顕在化するとは限らず、遠く離れた地で現れる、又は環境負荷の蓄積等により一定の時間を経過して、表面化する可能性があることもあり、日常生活や経済・社会活動の中で、環境負荷とその影響が相互に見えにくいという特徴がある。

人間活動に必要な環境の基盤が気候変動等により失われると、その上に成り立つ経済・社会活動や私たちの生活は困難になる。私たち自らによって作り出した地球温暖化、資源の不適正な管理、生物多様性の損失といった問題は、私たちにとって最適な環境の基盤を破壊し、経済・社会システムや生活にも悪影響を及ぼしつつある。

(顕在化しつつある地球温暖化の影響)

個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まることが予想されている。

例えば、国内における近年の主な気象災害等としては、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）等、平成 30 年における猛暑が挙げられる。また、国外でも、世界気象機関(WMO)によれば、2019 年の世界の平均気温は観測史上、2016 年に次いで 2 番目に高い年となり、欧州では記録的な熱波となったほか、各地で森林火災やハリケーンの被害が発生している。

(持続可能な開発目標 (SDGs))

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no

one behind) 」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組む必要がある。

（地球環境問題の解決に向けて）

SDGs のゴール・ターゲットは、地球環境問題の他にも経済発展や社会福祉等に関わるものが含まれており、これらは相互に関係していることから、複数の課題を統合的に解決するアプローチが重要となる。

地球環境問題はグローバルな課題であると同時に、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあり、さらに、環境問題以外にも、少子高齢化・人口減少、そして人口の地域的な偏在の加速化等により社会・経済の課題も抱えている。国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である、すなわち個々の地域での SDGs の達成が必要となってくる。私たちの経済・社会システムの持続可能性を向上する「環境・経済・社会」の統合的向上を実現する社会変革が求められている。

そのためには、国際的な取組、政府の取組、地方自治体や企業等において行われる取組に加え、個人の取組も重要となる。そして、各主体の実践と主体間の協働に基づき、技術、社会経済システム、一人一人の日常生活を支えるライフスタイルを持続可能なものへと刷新していくことにより、社会変革につなげることが可能となる。

2. 地球環境問題に関する国内外の主な動き

○ 1.5℃特別報告書（気候変動に関する政府間パネル：IPCC）

2015 年、COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、工業化以前からの世界全体の気温上昇を 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続することが規定された。その後、2018 年に IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が策定した「1.5℃特別報告書」では、将来の気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、2050 年前後に世界の CO₂ 排出量を実質ゼロにする必要があることが示された。

○気候変動の対策を推進する法律の制定等

2021 年〇月、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、我が国として 2050 年までに脱炭素社会（人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの吸収量との間に均衡が保たれている社会）の実現を目指すことが、法律に明記された（別添 1）。

また、2021 年 3 月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が国会に提出され、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化問題などの同時解決に向けて、事業者・地方公共団体・NGO・消費者などの幅広い主体において、プラスチック資源循環の高度化に向けた取組が進められることが期待されている（別添 4）。

(我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現)

2021 年〇月に地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、新たに基本理念に関する条文が追加されており、地球温暖化対策の推進は、我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない、旨が規定された。この基本理念における各主体の規定順については、国や地方公共団体等より前に、国民が規定されている。これは、脱炭素社会の実現に向けては、私たち一人一人が地球温暖化問題を自分ごととして捉え、それぞれが脱炭素型のライフスタイルへと転換を図っていくことが不可欠であることを強調する趣旨である。

さらに、政府は、2050 年までの脱炭素社会の実現と統合的で野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減とすることを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける旨を表明している。

この目標の達成と脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が不可欠であり、住宅・建築物等における太陽光発電設備の設置も重要となる。また、私たちは日々の暮らしの中で、様々な製品やサービスを購入、使用、不要になったものを捨てているが、こうした製品の製造や加工、流通やサービスの提供、ごみを処理する過程においても、CO₂ などの温室効果ガスが排出されている。私たちが消費する製品やサービスのライフサイクル（資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄）において生じる温室効果ガスの排出を把握する「カーボンフットプリント」で、我が国の温室効果ガス排出量を見ると、全体の約 6 割が、住居や移動、食に関連する家計によるものという分析があり、一人一人の意識を高めるとともに、実際の行動を脱炭素型へと変容していくことが重要である。

(参考) COOL CHOICE (地球温暖化やその対策に関する情報発信サイト)

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

(参考) 一人一人ができる脱炭素型のライフスタイルの取組例

【住関係】

- ・冷暖房の温度設定の適正化、クールビズ・ウォームビズ
- ・再生可能エネルギー由来の電力への切り替え
- ・冷蔵庫、照明、エアコンなどの家電製品をより高効率なものに買い替え
- ・高効率給湯器の利用
- ・窓や壁などの断熱リフォームによる健康・快適な住環境づくり
- ・住宅への太陽光パネルの設置
- ・新築時には高断熱で災害にも強いネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) や太陽光パネル付き住宅に

【移動関係】

- ・徒歩、自転車、公共交通機関での移動

- ・シェアリングサービスの利用
- ・エコドライブの実践（急発進／急停車をしない・アイドリングストップ）
- ・電気自動車（EV）などの電動車への乗り換え
- ・宅配ボックスや置き配の活用など再配達抑制
- ・オンライン会議、在宅勤務などによる働き方改革
- ・各種オンラインサービスの活用による移動機会の低減
- ・職住近接

【食関係】

- ・家庭で発生する食品ロスを減らす、なくす
- ・飲食店での食べ残しを減らす、なくす
- ・旬の食材の地産地消

（ゼロカーボンシティ（2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすると表明した地方公共団体））

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされている。こうした制度も踏まえ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

（参考）地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

（海洋プラスチック問題の高まりと循環型社会）

海洋に流出するプラスチックが世界的な問題となり、2019年のG20大阪サミットでは、我が国の提案により、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す等の大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有された。我が国としても、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを踏まえて、2021年3月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を国会に提出し、プラスチックに関し包括的な体制強化を行うこととした（別添4）。

社会経済システムを従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型のものから、資源の投入量・消費量を抑えつつ、市場に出た資源を循環させる経済活動（循環経済）に移行させる必要があり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を更に進める必要がある。

（参考）Re-Style
<https://www.re-style.env.go.jp/>

(我が国における 2050 年までの自然共生社会の実現)

2010 年に生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10、愛知県・名古屋市)で採択された生物多様性に関する世界目標では、2050 年までの長期目標(ビジョン)として「自然と共生する世界」の実現が掲げられるとともに、このビジョンを踏まえた具体的な行動目標として、2020 年を目標年とした 20 の個別目標(愛知目標)が掲げられた。わが国においては、生物多様性基本法に基づき 2012 年に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」(※次期生物多様性国家戦略の策定まで一部継続)で、生物多様性の保全と持続可能な利用の長期目標として、2050 年までに自然共生社会を実現する旨を掲げるとともに、重点的に取り組むべき施策の方向性として 5 つの基本戦略等を示しており、この基本戦略のなかに位置づけられた生物多様性に関する教育・学習・体験の充実や生物多様性の社会への浸透等を含め、具体的な取組を進める必要がある。さらに、本年 10 月には中国・昆明において生物多様性条約 COP15 が開催され、2030 年を目標年とする行動目標を含む新たな世界目標(ポスト 2020 生物多様性枠組)が採択される予定であるが、引き続き「自然と共生する世界」を目指す 2050 年ビジョンの実現に向けて、新たな世界目標を踏まえて策定する次期生物多様性国家戦略のもとでも、生物多様性に関する教育・学習・体験の充実等により生物多様性の損失を回復させる行動につなげていく必要がある。

(参考) 一人一人ができる取組の例(「MY 行動宣言」より)

- ① たべよう 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。
- ② ふれよう 自然の中へ出かけ、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。
- ③ つたえよう 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。
- ④ まもろう 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。
- ⑤ えらぼう エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

<https://undb.jp/action/>

(参考) 「生物多様性国家戦略 2012-2020」- 5 つの基本戦略-

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海をつながり確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>